別紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

1. 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

　四国の最東端に位置する阿南市（以下「市」という。）は、一級河川である那賀川水系により形成された沖積平野やリアス式海岸を持つ臨海部を擁し、四国山系東端に連なる豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、古くから農林水産業をはじめ、地域の資源を活かした石灰工業や製材木工業及び缶詰製造業が発達してきた。

　昭和３３年の市制施行後は、京阪神経済圏に近く、良好な港湾・用地・用水にも恵まれた立地条件から臨海部を中心とした工業地帯が形成され、企業誘致をはじめとする取組みにより、県南の中核都市として、多様な製造企業の研究開発及び工業開発による最新技術が集積された国内有数の産業都市へと成長した。

　しかしながら、今日の中小企業を取り巻くビジネス環境は厳しさを増してきており、外国からの輸入製品による攻勢や地域を跨ぐ企業間競争に加えて、少子高齢化や人口減少による市場規模の縮小、人手不足、後継者難等の問題により、中小企業の経営は更なる困難を強いられてきている。

　現在、市における事業所数及び従業者数は、一部業種で増加傾向は見られるものの、全体としては減少傾向にあり、特に建設業、卸売・小売・飲食業といった業種では、人手不足、後継者難等の課題に直面していることから減少傾向が強くなっている。このまま、現状を放置すると長い歴史を経て形成された市の産業基盤が失われかねない状況である。

　このような中、市独自の取り組みとして、市内事業者に対して、事業運転資金、設備資金として融資を受ける際の融資保証制度等を講じてきたが、引き続き市内中小企業者の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にして行こうとする取り組みを支援していくことは、市にとって喫緊の課題である

（表１）事業所・従業者数の推移

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 全産業 | 第１次産業 | 第２次産業 | 第３次産業 |
| 農　林水産業 | 鉱業 | 建設業 | 製造業 | 電気ガス水道業 | 運輸通信業 | 卸売小売飲食業 | 金融保険業 | 不動産業 | サービス業 | 公務他 |
| 平成26年 | 事業所 | 3,392 | 44 | 2 | 345 | 303 | 8 | 128 | 839 | 62 | 129 | 1,478 | 54 |
| 従業者数 | 36,573 | 371 | 31 | 2,317 | 13,789 | 370 | 1,589 | 4,482 | 629 | 384 | 11,593 | 1,018 |
| 令和3年 | 事業所 | 2,969 | 50 | - | 313 | 230 | 34 | 105 | 675 | 53 | 111 | 1,351 | 47 |
| 従業者数 | 32,755 | 396 | - | 2,420 | 10,705 | 274 | 1,430 | 3,914 | 661 | 301 | 11,549 | 1,105 |

資料：阿南市企画政策課「事業所－企業統計調査」

（表２）労働力状態、男女別１５歳以上人口　　　　　　　　　　　　　（単位：人）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成27年 | 令和2年 |
| 阿南市 | 構成比 | 男 | 女 | 阿南市 | 構成比 | 　　男 | 　　女 |
| 人　口 | 73,019 | 100.0 | 35,344 | 37,675 | 69,470 | 100.0 | 33,694 | 35,776 |
| １５歳以上人口 | 63,340 | 86.7 | 30,389 | 32,951 | 60,496 | 87.1 | 29,162 | 31,334 |
| 労働力人口 | 34,803 | 47.7 | 19,801 | 15,002 | 33,125 | 47.7 | 18,453 | 14,672 |
|  | 就　業　者 | 33,021 | 45.2 | 18,562 | 14,459 | 31,581 | 45.5 | 17,417 | 14,164 |
| 完全失業者 | 1,782 | 2.4 | 1,239 | 543 | 1,544 | 2.2 | 1,036 | 508 |
| 　資料：阿南市企画政策課「国勢調査」 |

1. 目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定することにより、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、今まで以上に設備投資が活発な自治体のひとつとなり、県南地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指すものである。

これを実現するための目標として、基本計画期間中に２５件程度の先端設備等導入計画（以下「導入計画」という。）の認定を目標とする。

また、基本計画期間中は、基本計画促進のため周知等を行うなど効果的な基本計画となるよう努めるものである。

1. 労働生産性に関する目標

導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

市における産業は、（表１）で示すとおり農林水産業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な業種の多様な設備投資を支援する観点から、基本計画において対象とする設備等は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項で規定する先端設備等の種類全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

⑴　対象地域

　市における産業は、多様な業種が、市中心部、臨海部、山間部と市の広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、基本計画の対象区域は、市内全域とする。

（表３）　地区別事業所・従業者の状況　　　　　　　　　　　　　（単位：所、人）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 総　　数 | 第一次産業 | 第二次産業 | 第三次産業 |  |
|  | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 | 事業所数 | 従業者数 |
| 総　数 | 2,918 | 29,603 | 43 | 368 | 601 | 12,980 | 2,274 | 16,255 |
| 富　岡 | 741 | 9,686 | 1 | 1 | 76 | 4,632 | 664 | 5,053 |
| 見能林 | 411 | 2,990 | 2 | 8 | 83 | 872 | 326 | 2,110 |
| 橘 | 198 | 2,416 | 3 | 18 | 48 | 855 | 147 | 1,543 |
| 椿 | 64 | 311 | 5 | 56 | 10 | 38 | 49 | 217 |
| 福　井 | 83 | 572 | 3 | 26 | 27 | 208 | 53 | 338 |
| 新　野 | 116 | 1,182 | 7 | 115 | 36 | 637 | 73 | 430 |
| 桑　野 | 118 | 900 | 4 | 28 | 25 | 286 | 89 | 586 |
| 加茂谷 | 44 | 232 | 2 | 9 | 14 | 81 | 28 | 142 |
| 大　野 | 73 | 435 | 2 | 21 | 25 | 198 | 46 | 216 |
| 中野島 | 103 | 4,357 | 2 | 3 | 21 | 3,678 | 80 | 676 |
| 宝　田 | 139 | 1,368 | 1 | 9 | 27 | 255 | 111 | 1,104 |
| 長　生 | 92 | 420 | 1 | 1 | 40 | 163 | 51 | 256 |
| 那賀川 | 337 | 1,992 | 6 | 26 | 106 | 673 | 225 | 1,293 |
| 羽ノ浦 | 399 | 2,742 | 4 | 47 | 63 | 404 | 332 | 2,291 |

資料：阿南市企画政策課「平成２８年経済センサス―基礎調査―」

⑵　対象業種・事業

市における産業は、農林水産業、製造業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が市の経済、雇用を支えているため、これらの業種で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、基本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携その他の事業活動等、多様である。したがって、基本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

⑴　導入促進基本計画の計画期間

令和５年６月１９日から令和７年６月１８日までとする

⑵　先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

導入計画の認定に際しては、次の各号に配慮するものとする。

　⑴　人員削減を目的とした取組を認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

　⑵　健全な地域経済の発展に配慮するため次のいずれの取組を認定の対象としないものとする。

　　ア　公序良俗に反する行為のために営業としてサービスの提供を行うものその他公序良俗に反する取組

　　イ　事業が円滑かつ確実に実施される見込みのないものや、一時的又は投機的な取組

　　ウ　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員が役員となっている法人又は暴力団員にその事業活動を支配されている者の取組

　　エ　市税の滞納があるものの取組